

## 区 域 外 就 学 許 可 基 準

許可事項	摘 要	提 出 書 類	許 可 期 間
1 転出	学年途中の転出で、引き続き転出前の指定学校に就学することを希望する場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>・転居がわかるものの写し</li> </ul>	学期末まで (ただし、校長が必要と認める場合は、小学校は学年末、中学校は卒業まで可とする。)
2 転入予定	住宅の新築等により、転入することが明確な場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>・契約書等の建築予定がわかるものの写し</li> </ul>	転入するまで
3 教育上の配慮	(1)いじめ及び不登校等の事実があり、転校により状況が改善されると判断される場合。 (2)入学・転校により明らかに不登校または過度の精神的な負担が予測される場合。 (3)既に区域外就学を認められた兄弟姉妹の在学学校へ就学を希望する場合。 (4)DV等の特別な事情により住民票の異動ができないと認められる場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>・現住所を確認できる書類 (4)の理由による場合のみ提出)            ※学校長、担任の所見            ※指導要録の写し</li> </ul>	教育委員会が必要と認める期間
4 特別支援学級	特別支援学級に在籍していたが、転出先市町村に該当する特別支援学級がない場合で、引き続き転出前に在学していた学校の特別支援学級に継続して入級することを希望する場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>※学校長の所見</li> </ul>	教育委員会が必要と認める期間
5 通学距離交通事情	西都市との市町村界に居住し、地域交流、通学距離、交通事情を考慮の上、隣接する通学区域の指定学校に就学を希望する場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書 (地図で場所を確認)</li> </ul>	卒業まで
6 地域活動等	指定された中学校に希望する地域活動(部活動)が設置されていないため、希望する地域活動への入会を前提に、その地域活動のある西都市内の中学校に就学を希望する場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>・同意書</li> </ul>	卒業まで 但し、途中で退会(いかなる理由でも)した場合には、指定中学校へ戻ること。
7 その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に必要と認める場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外就学申請書</li> <li>・教育委員会が必要と認める書類</li> </ul>	教育委員会が必要と認める期間

❖以上の許可基準は許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではありません。

❖通学上の安全について保護者が全責任を持つことが条件となります。

❖区域外就学が許可された場合、「遠距離通学通園生に対する通学通園費補助金交付要綱」に基づく補助金は交付されません。

❖添付書類の中で※がついているものについては、教育委員会から各関係機関へ提出を依頼します。